

藤井寺市子ども・子育て会議の役割

1. 設置趣旨とこれまでの経過

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立、平成 27 年 4 月 1 日の施行により、いわゆる「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

この新制度では、市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づいて計画を策定、給付・事業を実施することとなります。この際、市町村は、有識者・子育て当事者などが参加して作る地方版子ども・子育て会議の意見を聴取するものとされており、藤井寺市では、より地域の実情に応じた施策の展開を行うため、平成 25 年 7 月に条例を制定し、「藤井寺市子ども・子育て会議」を設置しました。

会議の設置後、平成 25 年 9 月から 7 回の会議開催を経て、平成 27 年 3 月に、5 ヶ年計画となる「藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画は、新制度の設計の下、アンケート調査によるニーズ把握を行い、パブリックコメントを募集したうえでの策定となり、今後は、この計画に基づいて様々な給付・事業実施を行っていくこととなります。

2. 根拠規定

- 藤井寺市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 7 月 3 日藤井寺市条例第 20 号）
- 藤井寺市子ども・子育て会議規則（平成 25 年 9 月 1 日藤井寺市規則第 41 号）
- 子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日号外法律第 65 号）**第 77 条第 1 項**

■子ども・子育て支援法（抄）

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

（後略）

3. 所掌事務

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する意見



(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する意見



(3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する意見



(4) 子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議

子ども・子育て会議は、関係者が政策プロセス（PDCAサイクル）に、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場として機能するものとされています。よって、子ども・子育て会議では、計画の推進に当たり適宜調査審議等を行うものとされています。（以下例示）

- 潜在的なものを含め幼児教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか（過剰に見積もっていないか、不足していないか。）
- 教育・保育施設と地域型保育など、施設・事業のバランスのあり方、幼児教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか
- 費用の使途実績の調査や事業の点検評価（給付・事業毎にそれぞれいくら使われているか、何人の子どもが利用しているか、運営や自己評価の適切性の確認など）
- 現行の計画について見直すべき部分はないか

(H25. 2. 15) 子ども・子育て支援新制度説明会（国）説明資料【H25. 4. 10 追補版】より抜粋

■子ども・子育て支援法第77条第1項